

令和8年度 伊那市上下水道事業窓口等委託業務 公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

業務時間の延長等による市民サービスの向上を図るとともに、窓口や収納業務等を外部委託することで経費節減と収入確保による上下水道事業の経営健全化を促進するため、事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する。

2 業務内容

(1) 業務名

令和8年度 伊那市上下水道事業窓口等委託業務

(2) 業務委託の区域

伊那市上下水道事業において市が料金徴収等を行う区域

(3) 業務内容

別紙2「令和8年度 伊那市上下水道事業窓口等委託業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。ただし、契約日から令和8年9月30日までは業務移行引継期間とし、業務委託期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

3 予算金額

5年契約 金498,685,000円（消費税相当額を含む）

1年当たり 99,737,000円（消費税相当額を含む）

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。なお、業務移行引継期間中に発生する費用は、受託者が負担するものとする。

見積限度額は、消費税を除き453,350,000円である。

4 契約予定者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 プロポーザルの日程

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) プロポーザル公告日（HPに公表） | 令和8年4月13日（月） |
| (2) 参加表明書等の提出期限 | 令和8年4月24日（金） |
| (3) 入札参加登録締切日 | 令和8年4月24日（金） |
| (4) 参加資格確認通知 | 令和8年5月1日（金） |
| (5) 質疑書提出期限 | 令和8年5月14日（木） |
| (6) 質疑書回答期限 | 令和8年5月21日（木） |

(7) 業務提案書等提出期限	令和8年5月27日(水)
(8) プレゼンテーション	令和8年6月9日(火)及び10日(水)
(9) 審査結果発表	令和8年6月19日(金)
(10) 契約締結	令和8年6月下旬(予定)

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出期限において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7・8・9年度伊那市物品購入・委託業務等の入札参加申請を行い、営業品の「1310 上下水道等維持管理」又は「1399 その他」に登録のある事業者。
- (2) この募集に係るプロポーザル参加表明書(様式1)の提出時において、伊那市から指名停止の措置を受けていない者であること。なお、参加表明書の提出期限から契約締結の間に、伊那市から指名停止の措置を受けたときは当該資格を喪失するものとする。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 事業所が所在する市区町村に税の滞納がない者であること。
- (6) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に違反したことがない者であること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS:ISO27001)又はプライバシーマーク制度(JIS Q15001 個人情報マネジメントシステム)を取得していること。
- (8) 令和3～7年度において、本業務内容と同種業務を給水人口50,000人以上の水道事業体3団体以上から受託した実績がある者であること。
- (9) 水道料金システム等の電算処理システムへの対応について、現行の上伊那広域連合の株式会社マイシステム社製上下道料金システム、会計システム等に対応可能であること。
- (10) 伊那市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

7 参加申込み(参加意思表示・参加資格確認)

本プロポーザルへ参加を希望する事業者は次のとおり参加申込みをしなければならない。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表示書(様式1)
- ② プロポーザル参加資格確認書(様式2)
- ③ 法人概要書(様式3)及び添付資料
- ④ 同種業務実績(様式4)及び添付資料
- ⑤ 法人の定款(写し可)

- ⑥ 会社資料
- ⑦ 本社又は支店所在地の市町村税の完納証明書
- ⑧ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS : ISO27001) 又はプライバシーマ
ーク制度 (JIS Q15001 個人情報マネジメントシステム) の認定書の写し

(2) 提出方法

- ① 提出期限：令和8年4月24日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：持参又は郵送。郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし、トラブルのな
いよう期限までに必着のこと。
- ③ 受付時間：開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
- ④ 提出部数：各1部
- ⑤ 提出先：伊那市役所2階 水道部水道業務課料金係

8 参加資格の確認

参加申込者からの提出書類により参加資格要件を確認する。確認結果は、令和8年5月1日（金）までに、参加表明書記載のメールアドレスへ通知する。参加資格要件を満たしていない者は、質疑書、提案書等の提出をすることができない。

9 質問及び回答

(1) 質疑書の提出

本件に関し質問がある場合は、「質疑書（様式6）」に質問事項を記入のうえ、下記の期間に提出すること。口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類：質疑書（様式6）
- ② 提出期間：参加申込み以後～令和8年5月14日（木）午後5時まで（必着）
- ③ 提出方法：電子メールアドレス sug@inacity.jp
- ④ 質問内容：本業務内容に関する質問以外は受け付けない。
また、審査員を誘導するもの、他社への中傷やプライバシーに関するもの
と判断した場合は回答しない。

※ メール送信後は電話で必ず着信の確認をすること。

※ 伊那市がやむを得ないと認めた場合以外は、電子メール以外の方法での質問は受け付けない。

(2) 質疑書の回答

提出された質問に対する回答を、令和8年5月21日（木）午後5時までに全参加者へ同一内容を質問者匿名で参加表明書記載のメールアドレスへ回答する。

なお、必要に応じてこの回答は伊那市公式ホームページに掲載する。

10 提案書及び資料等の提出

本プロポーザルへ参加する者は、次のとおり業務提案書及び資料を作成し提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

① 業務提案書（様式任意）

※ 業務提案書（表紙）（様式5）を表紙に添付すること。

② 見積書（様式7）

(2) 業務提案書の作成

① 業務提案書は、別紙2「仕様書」に基づき、提案者の実施方針、手法等を記載すること。

② 業務提案書は、A4版を基本とし、両面印刷も可、ページ番号を付すこと。色彩は自由とする。

③ 使用言語は、日本語（提案者の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、付近若しくは、同一ページ内に注釈をつけること）、日本国通貨で分かりやすい表記とする。

(3) 注意事項

① 見積書は業務提案書の内容を網羅し、提案者が責任をもって必ず履行できる内容及び金額とすること。

② 見積書は、押印の上、必ず封入・封かんすること。なお、日本国通貨で作成し、消費税と分けること。

(4) 提出方法

① 提出期限：令和8年5月27日（水） 午後5時まで（必着）

② 提出方法：持参又は郵送。郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし、トラブルのないよう提出期限までに必着のこと。

③ 受付時間：開庁日の午前8時30分から午後5時まで

④ 提出部数：業務提案書は正本1部、副本8部とする。見積書は1部とする。

⑤ 提出先：伊那市役所2階 水道部水道業務課料金係

1.1 プレゼンテーション

(1) プレゼンテーション及びヒアリングは、1事業者当たり50分（説明30分、質疑20分）以内とする。また、説明者は4名までとする。時間、場所等の詳細については、後日参加者に連絡する。

※ プレゼンテーション用のプロジェクターは市で用意するが、パソコン等については提案者が用意すること。

(2) 説明を要する事項

① 委託業務全体

② 組織及び人員体制

③ 人材育成

④ 危機管理

⑤ 個人情報保護

⑥ 窓口・受付業務

⑦ メーター検針（予定人員、再検針方法、雇用方法等）、検針用ロール紙の発注・印

刷・管理業務、検針時漏水調査業務

- ⑧ 水道料金等の算出、電算処理（実績、株式会社マイシステム社製水道・受益・会計システムへの対応）
 - ⑨ 開閉栓業務（実施方法等）
 - ⑩ 収納業務、滞納整理（給水停止関連、分納・時効管理等）
 - ⑪ 受益者負担金収納業務
 - ⑫ 電子電算処理業務
 - ⑬ 検満メーター交換業務
 - ⑭ 上下水道開閉栓の申込を Web 上で受け付けるシステムの提供、及び保守・管理に関する業務
 - ⑮ 移行引継事務
 - ⑯ その他、附帯する業務、特に提案したい事項
- ※ 概ね上記の順で説明をすること。

（3）評価内容

- ① 別紙2「仕様書」に記載した全業務について十分に遂行できること。なお、別紙2「仕様書」に記載した内容以上に安価で合理的かつ効果的な提案は高く評価する。
- ② 会社のコンセプトや業務内容が委託業務の目的に適しているか。
- ③ 退職、異動時等の職員補充体制が確約されているか。
- ④ 職員の研修体制等が確約されているか。
- ⑤ 情報セキュリティ体制が整っているか。
- ⑥ 法令遵守体制が整っているか。
- ⑦ 災害時の体制等、危機管理体制が整っているか。
- ⑧ 業務内容から見積額が適正であるか。

（4）会社内容の審査

① 会社概要、財務状況

受注者が水道料金等を扱うのにふさわしい事業者であるか、信頼性、経営の安定性を評価し、原則として減点がなければA判定とする。

ア 会社の規模等については評価の優劣は付けない。参加資格において、既に一定の条件を満たしていると判断する。

イ 過去2年間の損益計算書において、経常損失または当期純損失がある場合、1期に1段階判定を下げるものとする。

ウ 過去2年間の貸借対照表において、流動比率が100%未満の場合、1期につき1段階判定を下げるものとする。

エ 上記イまたはウが2期連続である場合は、書類審査項目はE判定とする。

② 受注実績

本業務は一定規模以上の水道事業体における窓口、料金徴収、滞納整理、電算処理等を包括的に実施するものであり、同種業務の実績の有無が業務遂行能力に大きく影響するため、一定規模以上の実績を評価基準として設定する。

令和3～7年度における同種の業務にかかる受注実績について評価する。以下のポイントに沿い、同種業務実績（様式4）を提出すること。なお、同様式に記載する受注実績の考え方については、同様式下段の注記を参考にすること。

ア 次のすべての要件を満たす受注実績が7件以上あればA判定、5件以上あればB判定とする。

- (ア) 給水人口 50,000人以上（契約時点）の事業体
- (イ) 水道料金（簡易水道含む）、下水道使用料の両方
- (ウ) 別紙2「仕様書」及び別紙3「仕様書」に示す次の9業務のうち、5業務以上を受注した実績（同一事業体に限る）

- ① 窓口・受付
- ② 水道メーター検針
- ③ 水道料金等の算出
- ④ 開閉栓
- ⑤ 水道料金等の収納（滞納整理及び給水停止を含む。）
- ⑥ 受益者負担金の収納
- ⑦ 電子計算処理
- ⑧ 水道メーターの検定満了に伴う交換
- ⑨ 上下水道開閉栓の申込を Web 上で受け付けるシステムの提供及び保守・管理

イ 次のすべての要件を満たす受注実績が7件以上あればC判定、5件以上あればD判定点とする。

- (ア) 水道料金（簡易水道含む）、下水道使用料いずれか
- (イ) 別紙2「仕様書」及び別紙3「仕様書」に示す次の9業務のうち、3業務以上を受注した実績（同一事業体に限る）

- ① 窓口・受付
- ② 水道メーター検針
- ③ 水道料金等の算出
- ④ 開閉栓
- ⑤ 水道料金等の収納（滞納整理及び給水停止を含む。）
- ⑥ 受益者負担金の収納
- ⑦ 電子計算処理
- ⑧ 水道メーターの検定満了に伴う交換
- ⑨ 上下水道開閉栓の申込を Web 上で受け付けるシステムの提供及び保守・管理

上記を満たさない受注実績の場合はE判定とする。

(5) 見積書の審査

提案見積書（消費税及び地方消費税を含まず。）が、見積限度額453,350,000円（消費税及び地方消費税を除く）を超えた場合は全ての評価項目において評価点を0点とする。

5年間の見積額（消費税及び地方消費税を含まず。）で比較し、最低見積価格を50点（最

高点)とする。最低見積価格との差額は、1,000万円ごとに5点減点する。

	評価点	点差
最低見積価格	50点	0
0円 < 差額 ≤ 1,000万円	45点	△5
1,000万円 < 差額 ≤ 2,000万円	40点	△10
2,000万円 < 差額 ≤ 3,000万円	35点	△15
3,000万円 < 差額 ≤ 4,000万円	30点	△20
4,000万円 < 差額 ≤ 5,000万円	25点	△25
5,000万円 < 差額	20点	△30

(6) 評価・決定方法

提案された内容に基づき、別紙2「仕様書」の各業務内容を満たし確実に実施されるか、一層適切な提案があるか、見積額が適正であるかを総合的に評価し、決定する。

(7) 審査員

本業務は専門性の高い業務であるため、当該業務に精通した職員により審査を行う。

1	水道部長
2	水道業務課長
3	水道整備課長
4	水道業務課経営係長
5	水道業務課料金係長
6	水道業務課給排水係長
7	水道整備課上水道管理係長
8	事務局

(8) 審査

審査員が、別紙1「採点表」により、それぞれ5段階評価で採点し、参加者順位1位を最も多く付けた参加者を優先契約交渉事業者、次に多く付けた参加者を次点者とする。なお、参加者順位1位が同数の場合は、その同数の者の中で参加者順位2位を最も多く付けた参加者を優先契約交渉事業者として選定する。以下同数の場合は同様に3位4位とする。それでも同数の場合は、各審査員の評価点(会社内容、価格評価を含む。)を合計した点数を総合評価点とし、各審査員の総合評価点の合計が最も高い者を優先契約交渉事業者、次に高い者を次点者とする。次点者以降の選定方法も同様とする。

審査結果は、令和8年6月19日(金)までにプレゼンテーション全参加者へ書面により通知する。

通知をした日から起算して5日(伊那市の休日を定める条例に規定する休日を除く)以内に、書面により審査結果について説明を求めることができるが、審査内容・結果に対する異議申立ては受け付けられないものとする。

1.2 プロポーザルへの参加の辞退

- (1) 申出によりプロポーザルへの参加を辞退することができる。
- (2) プロポーザルへの参加辞退の申出は、プロポーザル参加辞退届（様式8）を伊那市長あてに提出するものとする。
- (3) プロポーザル参加辞退届の提出は、水道業務課へ直接持参又は郵送によるものとする。

1.3 失格事項

本プロポーザルにおいて次の事項に該当した場合は失格とする。万一、優先契約交渉事業者が失格した場合は次点の事業者を受託者とする。

- (1) 提出期限を過ぎて業務提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に不備があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法の申請をする又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされるなど、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (5) 提案に際して、談合、密約等の不正行為があった場合
- (6) 本業務の告示日以降に、本業務に関係する部署への営業行為があった場合
- (7) 本実施要領に定める提出方法及び提出先に従わない場合
- (8) 上記以外のほか、業務提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

1.4 契約手続き

- (1) 審査員の厳正な審査により、本業務に最も適切と見込まれる優先契約交渉事業者と協議を行い、双方合意のもと市が定める方法で随意契約をする。なお、協議は結果通知後14日以内に行い、14日以内にこの協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 業務の実施については、提案者の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、内容や金額等については、優先契約交渉事業者と市が委託業務内容の詳細を別途協議・調整のうえ、提案内容を一部変更して契約する場合もある。
- (3) 優先契約交渉事業者と契約ができない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。
- (4) 契約保証金、契約金の支払いについては伊那市財務規則及び伊那市水道事業及び下水道事業会計規則第95条の規定に基づきの規定による。
- (5) 契約書の作成等に要する全ての費用は受託者の負担とする。

1.5 その他

- (1) 業務提案書の作成経費やヒアリング等にかかる経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類の追加・修正・訂正・変更及び差し替えは認めない。ただし、市が資料の追加要請を行なった場合は、速やかに提出すること。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。

- (4) 提出書類作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表又は使用することはできない。
- (5) 審査の透明性、公平性及び客観性の確保を期すため、審査結果を公表する。
- (6) 提出された書類は、伊那市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は開示の対象文書になる。

1.6 契約の締結

本事業の契約は、令和8年6月下旬を予定する。

1.7 問い合わせ先

伊那市水道部水道業務課料金係 担当：清水 淳也

〒396-8617 伊那市下新田3050番地

電話 0265-78-4111 (内線2611)

FAX 0265-78-6113

E-mail sug@inacity.jp